



にしもと ひさお 議員
西本 久雄

公設商業施設

テナント使用の状況は？

町長／4店舗が使用

西本：商業活性化と生活環境の整備で町民の帰還を促すことを目的に公設商業施設「ひろのてらす」は平成28年の開始から8年目となっていますが、利用に際しては広野町公設商業施設条例を基に運営されていると思います。

そこで現在の使用申請書での利用者数、使用期間、利用料金について伺います。

町長：利用料金等については、「広野町公設商業施設条例に定める額を限度として町長の承認を受けて指定管理者が定める。」としています。

区分としてテナントスペース及びイベントスペースがあり、テナントスペースは1か月1㎡あたり1000円、イベントスペースは1日1㎡あたり500円で算定した額を利用料金として徴収することになります。

テナントスペースは、公設商業施設内の常設店舗、イベントスペースは、主に駐車場や屋外デッキテラスを活用した臨時店舗が該当します。

テナントスペースでは現在、イオン広野店、くっちゃん、クリーニングマーティひろのてらす店、食と味の店かなめの4店舗が営業を行っています。

使用期間については、常設店舗の各使用者よりの申し出による期間内となっていますが、毎年度、使用期間の更新を頂いております。

利用料金については、各使用者から免除申請を提出して頂き、第2期復興創生期間となる令和7年度までは免除する方針で取り組んでおります。

イベントスペースについては、令和4年度より利用が始まり、利用数、使用期間は1日あたり1件とし計算し、令和4年度が219件、68万円、令和5年度が135件、54万円となっており、主な使用者は、キッチンカーや屋外デッキテラスを活用した露店販売、携帯電話会社による契約案内となっています。



公設商業施設「ひろのてらす」

部分林契約

契約解除森林の整備は？

町長／町主体で整備を実施

渡邊：広野町の森林面積は、約4435haで、その内312haが部分林面積です。

部分林契約を解除した場合、ふくしま森林再生事業は利用できないとあります。

部分林契約解除した森林は採択されないとするならば、新たな取り組みとして、森林経営計画を提案したいと思います。

この制度は、「森林所有者」または「森林所有者から計画の委託を受けた者」が一体的

なまとまりのある森林を対象に、単独または共同で森林の施業や保護、路網整備等に関する5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度です。

この制度に認定を受けた方は、補助金を受けられることができます。

この認定制度について町長の考えを伺います。

ふくしま森林再生事業を行うことが出来なかった民有林について、町は広野町森林整備計画に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進に向け森林整備に取り組んでいきます。

渡邊：福島県は、森林資源を活用するために、林業アカデミーふくしま就業前長期研修を開講し、現在第四期生を募集しております。

そこで、町も様々な支援策を講じ、林業アカデミー研修生を町が募集し、今後の林業を担う人材確保に努めてはどうか伺います。

町長／人材育成に取り組む

林業人材確保

町の取組は？

町長：森林の持つ機能を発揮するためには、林業の持続的発展及び担い手の確保・育成は重要であり、町は県における林業アカデミー就業前長期研修に着手しており、有意義な取り組みではあるものの研修期間が長く、研修に参加することが難しい現状にあります。

森林組合等の関係機関と連携を図ると共に、小学校における森林環境学習等による間接的な啓蒙活動や公共施設への木材利用促進に取り組む、森林を育み次の世代へつないでいく人材の育成に取り組んでいきます。



わたなべ ただよし 議員
渡邊 忠義

町長：部分林契約を解除した場合において部分林組合としてふくしま森林再生事業に取り組みことは出来ません。

部分林を解除した森林は、町が事業主体となって、ふくしま森林再生事業を実施することとなります。



ふくしま森林再生事業（施工前）



ふくしま森林再生事業（施工後）